

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人ふくしま百年基金（以下、当財団という。）の定款第32条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条 代表理事のうち、1名を理事長とする。

(理事長)

第5条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として当財団を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副理事長)

第6条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、当財団の業務を執行する。
 - (2) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 副理事長は、前項第1号に掲げる職務権限に加え、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を執行する。

(専務理事)

第7条 専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長及び副理事長を補佐し、当財団の業務を執行する。
 - (2) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。

(常務理事)

第8条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長が定める担当業務を分掌し、執行する。

(2) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

2 副理事長または専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。

(定款第25条第2項に定める業務を執行する理事)

第9条 理事長、副理事長、専務理事、常務理事以外の業務を執行する理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 理事長が定める担当業務を分掌し、執行する。

(2) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

2 専務理事・常務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。

第3章 補則

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2020年8月28日から施行する。(2020年8月28日理事会議決)

(別表) 理事の職務権限

決裁事項					
項目	決裁権者				
	理事 長	副理 事長	専務 理事	常務 理事	事務 局長
事業計画及び予算の案作成に関すること	◎	◎	◎		
事業報告及び決算の案の作成に関すること	◎	◎	◎		
人事及び給与制度の立案に関すること	◎	◎	◎		
使用人の任用に関すること	◎	◎	◎		
使用人の出張に関すること	○	○	○		
役員の出張に関すること	◎	◎			
契約の締結に関すること	◎	◎	◎		
法人の諸規程・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出（旅費交通費等）					○
法人の諸規定・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出以外の支出で、一件につき10万円以上の支出	◎	◎			
法人の諸規定・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出以外の支出で、一件につき10万円未満の支出					○
寄付募集の実施に関すること	◎	◎			
特に重要な寄付の受入に関すること	◎	◎			
助成事業の実施を含む基金の設置に関すること	◎	◎			
助成事業の企画（募集要項の作成）の企画と決定に関すること	◎	◎			
助成金の支払に関する事で、すでに助成金に関する最終決定後の助成金支払に関すること	○	○	○		
事業毎の実施計画の検討、変更、決定	◎	◎			

実施計画に基づく事業の実施			○	○	○
印章取扱規程に基づく、押印の承認	◎	◎			
職員の教育・研修に関すること	◎	◎			
渉外に関すること	○	○	○	○	○
福利厚生に関すること	◎	◎			
訴訟に関すること	◎	◎			
外部に対する文書発簡（特に重要なもの）	◎	◎			
外部に対する文書発簡（特に重要なもの以外のもの、または決裁後に随時発簡するもの）			○	○	○

○印は、決裁権者のいずれかの者の決裁による。

◎印は、印がついている決裁権者の合議制の決裁による。